

平川市議会議員

葛西はやと

みんなが笑って暮らせる社会にしたい！

市政報告はこちらを
ご参照下さい ▶

■ Report（地域の森の未来を、ともに考える。）

1　講演概要

（1）日時
　２０２６年１１月２日（月）　１４：３０～１６：４５

（2）場所
　平川市図書交流施設　よみまる　３階　大研修室

（3）講演内容
　地域の森の未来を共に考える森林・林業勉強会－市町村林務行政支援におけるフォレスターの必要性－

（4）講　師
　フォレスターズ株式会社　代表取締役　森林総合監理士　小森　胤樹（こもり つぐき）　様

（5）主催者
　株式会社ミミずく　（後援　ＲｅＮｅW津軽）

2　目　的

市議会において森林環境税・森林環境譲与税が議題となる中、**平川市では、森林環境譲与税を毎年度基金に積み立てる一方、その活用を具体的な施策へと十分に結び付けられていないことに課題**を感じていた。
そこで、個々の事業や使途を検討する前に、国がどのような課題認識と政策的な考えに基づいて制度を創設し、森林の整備・保全を通じて何を実現しようとしているのかを、体系的に理解したいと考えた。
森林環境税と森林環境譲与税それぞれの役割をはじめ、関連する制度、財源の仕組み、国・県・市町村・森林所有者等の役割分担、施策を実行するための体制まで、森林政策の全体像を把握することを目的として、本勉強会に参加した。
その学びを通じて、平川市の森林の現状と課題に即した財源活用の方向性を見いだし、基金の積立てから具体的な森林整備・保全へとつなげる政策提案や、議会での建設的な議論に生かしたいと考えた。

3　内　容（要　約）

（0）講演概要

中心となる提案は、**５０年・１００年先の森林の将来像を共有**し、**森林ビジョン、森林ゾーニング、日常の林務行政を一体的に運用**することである。その合意と専門判断を長期にわたって支える役割として、**「フォレスター」の必要性**が示された。
講師は、**森林の成長・更新に要する時間と、数年単位の人事異動や単年度予算で動く行政の時間とのずれ**を指摘した。担当職員個人の努力に依存するのではなく、**専門家が地域に継続して関わり、判断の理由と現場の知見を組織として引き継ぐ仕組みが重要**である、と提言する。
押さえるべきポイントとして、次の５つがある。

① 将来像から逆算する。
目先の事業や予算消化から出発せず、残したい森林の姿から必要な施策を決める。
② 森林を場所ごとに考える。
木材生産、防災、水源涵養、生物多様性等を踏まえ、整備・保全の優先順位を定める。
③ 計画を現場につなぐ。
ゾーニングを作成して終わらせず、伐採・再造林の確認や補助事業の判断に活用する。
④ 資源量と供給力を分ける。
森林が存在しても、人員、路網、費用、既存需要が整わなければ木材は供給できない。
⑤ 専門判断を継続する。
行政、所有者、林業経営体をつなぐ専門人材と、後継者育成・記録の仕組みを整える。

【第１章】フォレスターが必要とされる背景

（1）講師の経験と問題意識

講師は大学で林学を専攻した経歴ではなく、研究開発職を経て２００２年に林業の現場へ転身したと説明した。その後、伐採等の現場作業、施業・経営計画の作成、林業会社の経営、市の森林政策に関する会議への



平川市議会議員 葛西はやと

みんなが笑って暮らせる社会にしたい！

■ Report（地域の森の未来を、ともに考える。）

市政報告はこちらをご参照下さい ▶

参画を経験し、２０１６年に**「森林総合監理士（フォレスター）」**の資格を取得したという。現場、事業経営、行政のそれぞれを経験したことが、三者をつなぐ支援の基礎となっている。
転身した２００２年の**木材自給率を１８．８％**とし、森林が多い日本でなぜ海外材への依存が大きいのかという疑問を出発点としている。２００９年から岐阜県郡上市（ぐじょうし）の森林行政に関わり、２０１１年頃から約６年間事業体の経営を担い、２０２１年からフォレスターズとして市町村支援を進めてきた経緯が示された。
問題意識の出発点は、**森林資源があるにもかかわらず、それを地域の持続可能な森林管理や産業につなぐ判断主体が十分に明確でないこと**である。**作業を実施する人と、地域全体の森林の将来を考えて施業の目的や優先順位を判断する人の役割を整理する必要**があると述べた。

（２）森林の時間と行政の時間のずれ

森林管理には数十年の判断が必要な一方、市町村では兼務や数年ごとの異動がある。
林務担当職員数が１人以下の市町村は６４％、異動サイクルが５年以内の回答は９６％と示された。「０人」は講演では兼務で対応する状況として説明された。
この指摘は、担当職員に能力がないという評価ではなく、**専門家として長期に関わりにくい人事・業務体制の問題**である。外部専門家を活用する場合も、行政の責任を移すのではなく、判断に必要な調査、技術的助言、調整を継続して補うことが求められる。

（３）資格と実際の職能を区別する

「森林総合監理士」という資格を持つことと、市町村で継続的な支援業務を担えることは同一ではない、という点が強調された。講師のいう**「フォレスター」は、森林の状態を読み取り、地域の将来像を描き、制度・財源を使って具体的な仕事に落とし込む「職能」を持つ人材**である。役割について以下をご参照下さい。

役　割	主な内容
技術的な判断	地形・森林資源・更新可能性・災害リスク等の評価
計画と調整	森林ビジョンの策定、ゾーニング、所有者・事業体との協議
実行支援	年度事業への具体化、伐採・造林の確認、進捗の点検
継続性の確保	判断記録の蓄積、職員への説明、後継人材の育成

（４）海外の紹介から読み取るべき点

ドイツ・スイス等について、専門教育と現場経験を持つ人が地域の森林に長く関わる仕組みが紹介された。
講師は、日本にその制度をそのまま移すことは難しいとし、民間専門家への継続的な委託も含めた日本に合う仕組みを提案した。
各国の権限や任用制度は一様ではなく、本報告では個別の制度比較までは行わない。

【第２章】森林ビジョンとゾーニングの運用

（１）将来像から現在の仕事を決める

バックキャスト思考とは、将来の望ましい姿を定め、そこに至るために現在何をすべきかを逆算する考え方である。
講師は、５０年後の需要や価格を正確に予測するという意味ではなく、**防災、水源、暮らし、木材利用等の観点から、地域が守り育てたい森林の方向を共有すること**だと説明し、次の３つの流れが示された。

① 森林資源、地形、法規制、事業体の力、住民の期待等を把握する
② 将来像、場所ごとの方針、工程、成果目標と確認方法を定める
③ 総合計画等に結び付け、実行・評価・見直しを継続する

法定の市町村森林整備計画との整合も図り、担当者の交代後も年度事業につながる構成にすることが重要である。



平川市議会議員 葛西はやと

みんなが笑って暮らせる社会にしたい！

■ Report（地域の森の未来を、ともに考える。）

市政報告はこちらをご参照下さい ▶

（２）ゾーニングは整備の優先順位を考える手段

講師は、**木材生産を続ける森林、災害リスクを抑える森林、自然環境や地域利用を重視する森林という三つの視点**を示す。森の将来像を場所ごとの管理方針に変え、林業・保全・暮らしの役割を調整するための区分である。

森林ゾーニングは、地域の森林を立地条件や重視する機能に応じて区分し、施業・保全の方向を検討する手段である。

講演では、路網からの距離と傾斜を組み合わせる方法が紹介され、事例上の基準として「距離３００メートル」「傾斜３０度」が示された。ただし、これは全国共通の基準ではなく、地域の作業方法や地形等に応じた検証が必要である。傾斜が緩い場所でも、地すべり地形、湧水、地質等により道の開設に適さないことがある。ＧＩＳ等による机上の区分だけで結論を出さず、赤色立体地図やＣＳ立体図等を使った地形判読、現地確認、所有者の意向、既存の法規制を重ねて判断する必要があるとされた。

（３）関係者が判断の理由を理解する過程が重要

講師は、ゾーニング図を短時間で作成できても、地域の事業体が地形や危険性の見方を理解しなければ、実際の森林管理に生かせないと説明した。**事業体と勉強会・現地検討を重ねること自体が、地域の判断力を高める取組**となる。

保全重視とされた森林について**所有者から疑問が出た際は、区分の理由を説明し、一緒に現場を見て必要な見直しを行う。所有者の意向は重要だが、安全上の問題や法規制も併せて検討**する。ゾーニング図の色だけで、所有権や伐採の可否が自動的に変わるものとして扱うべきではない。

（４）持続可能な生産量を具体化する

講師は、**林業に適した森林の蓄積と年間成長量を把握し、生産目標を考える基礎とする**ことを提案した。さらに、従事者数、生産性、路網、採算、再造林の費用、既存の出荷先を確認し、**実際に供給できる量を見極める必要**がある。成長量以下の伐採量であっても、特定箇所への伐採集中や更新不良があれば持続性は確保できず、成長量だけを唯一の上限基準とすることはできない。

【第３章】制度と財源を現場の管理につなぐ

（１）制度 財源 人材を組み合わせる

講師は、**森林経営管理制度を市町村の管理への関与、森林環境税・森林環境譲与税を財源、地域林政アドバイザー制度を専門人材の活用として整理**している。国民が負担する森林環境税と、自治体へ配分される森林環境譲与税を区別し、制度・財源・人材を組み合わせることが重要である。

制度等	公的資料に基づく補足
森林経営管理制度	管理が行き届かない森林について市町村が経営管理権の設定を受け、適地は林業経営体への再委託、適さない森林は公的管理につなぐ仕組み。意向調査の回答のみでは権利設定は完了しない。
森林環境譲与税	森林整備、人材育成・担い手確保、木材利用、普及啓発等が使途。森林に関係すれば無条件に何にでも使える財源ではなく、使途の公表も必要となる。
地域林政アドバイザー	知識・経験を持つ者の雇用や、その所属法人等への委託により林務行政を支援する制度。特別交付税措置がある。対象要件・上限・措置率は契約年度の資料で確認する。

（２）所有者不明等の森林への対応

講演では、**所有者探索や境界確認が難しく、民間だけでは管理に結び付けにくい森林に、市町村が関与する意義が説明**された。所有者不明・共有等への特例に言及されたが、適用には対象となる権利関係に応じた探索、公告、同意・裁定等の手続が必要となる。

意向調査で「市町村に任せたい」と回答すれば自由に管理できる、あるいは公告すればどの森林でも処理できる、という理解は正確ではない。実際の適用では、現行法と手引に基づく個別の確認が必要である。財産区有林と一般の共有私有林も同じものとして扱わない。

（３）伐採届の受付から伐採後の確認まで

講師は、次の３つの日常業務を示している。

① 伐採計画とゾーニング・施業方針との整合確認
② 再造林や天然更新の確認と不良時の対応
③ 優先施策に合う補助事業の選択

計画を現場に生かし、伐採後まで追跡することが重要である。
制度上、伐採造林届の対象となる森林では届出と事後の状況報告が求められ、市町村森林整備計画に適合した施業のため、変更・遵守命令等の仕組みも設けられている。したがって「書類が整えば行政は対応できない」と一般化しない。講師の許可制への変更案は、現行制度の説明ではなく、将来に向けた提案として整理する。

（４）制度への危機感と確認事項

森林環境譲与税を将来像のないまま積み立て続けることへの懸念が示された。一方、２０３０年以降の財源の扱いに関する発言は講師の見通しであり、廃止や変更が決定したとの説明ではない。また、京都議定書・パリ協定に関する数量説明は、対象期間・算定方法の確認を要するため、本報告の確定数値には採用していない（※）。

（※）京都議定書・パリ協定について

「森林整備は、地域の山を守るだけでなく、日本が地球温暖化対策の国際的な約束を果たすためにも重要であり、その実行を支える財源が森林環境譲与税である」ということです。

① 京都議定書と森林の関係
京都議定書では、主に先進国が温室効果ガスの削減目標を負いました。日本は２００８～２０１２年の平均で、原則１９９０年比 ６％削減を目指し、そのうち３．８％分を森林による吸収で確保する方針でした。「６％の３．８％」ではなく、６％のうちの３．８ポイントという意味です。講演で出た「年間５５万ヘクタールの間伐」は、この森林吸収目標の達成に向けた国内の対策です。京都議定書そのものが、日本に間伐面積を直接義務付けたわけではありません。

② パリ協定と森林の関係
２０１５年に採択されたパリ協定は、先進国・途上国を含む各国が温暖化対策に取り組む枠組みです。世界の平均気温上昇を産業革命前より２℃を十分下回る水準に抑え、１．５℃に抑える努力を追求します。その達成には、排出を減らすことに加え、森林などによる吸収も重要になります。

③ なぜ森林環境税・森林環境譲与税につながるのか
国は、パリ協定の下での削減目標の達成や災害防止等に必要な森林整備を進めるため、自治体の安定した財源として両制度を創設しました。温暖化対策に加え、水源の保全、国土保全なども目的に含まれています。

【講師の主張】
「国際的な約束を背景に用意された制度と財源を理解し、地域に合った森づくりへ積極的に生かしてほしい」というものです。なお、講演中の「２０３０年以降、使われない財源が見直されるかもしれない」という発言は、講師の懸念です。パリ協定が２０３０年で終了する、あるいは譲与税の廃止が決まっている、という意味ではありません。

【第４章】市町村支援の具体例

（１）高知県本山町での支援と各地の職員研修

２０２１年以降、新潟・兵庫・群馬・千葉・岐阜・広島の各県の市町村等で、基礎から実務までの林務職員研修や現地実習を行ったことが示されている。
高知県本山町では２０２２～２０２４年、森林ゾーニング、区域別の施業方針、地域フォレスターの採用・

育成を支援し、継続的な管理体制の基礎を整えたと紹介された。

（２）群馬県片品村の条件と管理方針を決める必要性

片品村は、森林面積３６，２０２ｈａ、森林率９２％、民有林２７，３１９ｈａで森林全体の約７５％である。民有林の内訳は天然林２０，３４１ｈａ、人工林4，９０３ｈａ、その他約2，０７５ｈａとされる。国有林約8，８８３ｈａは公表値の差分から算出した値である。
天然林が多い地域であるため、人工林の整備だけを考えるのではなく、村全体のどこを、何のために、どう管理するかを定めることが課題とされた。森林分布図も、場所に応じた方針を考える基礎資料として位置付けられる。

（３）譲与税の取組を集積と集約化につなぐ

講演では、片品村が積み重ねた取組を次のように整理している。意向調査や境界明確化の数値は、整備完了面積や管理権設定面積を意味するものではない。

年　度	主な取組と資料掲載値
令和４年度	危険木伐採、高性能林業機械導入支援、労働安全対策、人材育成。森林整備の基盤づくり。
令和５年度	意向調査の準備、林地台帳整備、森林資源量調査。意向調査５４名・３４．２６ｈａ、境界明確化１８．１５ｈａ。
令和６年度	意向調査の準備、境界明確化１４．４２ｈａ、地域林政アドバイザー、事業者・所有者への聞き取り、施策の企画支援。

講師の指摘は、個別事業の実績を積むことに加え、**「どこを、どう動かすか」を設計し、所有者の意向を地域の管理と施業につなげる必要がある**という点である。

（４）担当者個人の取組から村の継続的な意思決定へ

講師は、令和４年の村長への提案、令和６年の委託先探索、同年９月の構想準備・地域フォレスター募集業務の契約、令和７年からの２年計画による森林ビジョン策定という経過が示された。林野庁出向者の帰任後も取組を継続する必要が背景にある。担当者個人の努力を、村の方針と継続的な支援体制へ移す事例として参考になる。

【第５章】専門人材の継続と森林管理の転換

（１）資格を地域で機能する職能にする

講演では、**森林総合監理士を専門人材の基礎、フォレスターを地域の森林を診断・構想し、関係者・制度・事業をつなぐ職能、日本型フォレスター制度をその職能が継続して生きる仕組み、と整理**している。資格の取得だけでなく、地域で担う仕事と継続できる条件を整える必要がある。

（２）専門性を社会に置くための四つの条件

条　件	内　容
役　割	何を判断し、どこまで責任を持つのかを明確にし、市町村や関係者との関係を定める。
対　価	専門性と責任に見合う報酬を設定し、継続的な活動の財源や評価の仕組みを整える。
権　限	専門意見を計画や事業に反映し、関係部署との調整に関われる位置付けを明確にする。
継続性	人事異動や単年度契約を越えて関われる体制と、知見・データ・信頼関係を継承する仕組みを整える。

技師Ａ・主任技師等の単価の活用や一般社団法人日本フォレスター協会の設立準備も紹介された。これらは講師の実践・提言であり、森林総合監理士に全国一律の報酬や法的権限が保障されているという説明でない。



平川市議会議員 葛西はやと

みんなが笑って暮らせる社会にしたい！

■ Report（地域の森の未来を、ともに考える。）

市政報告はこちらをご参照下さい ▶

（３）個人の経験を地域の知見として残す

講演では、**定期的な現地調査、合意形成支援、職員とのＯＪＴに加え、森林カルテ、地図、判断根拠、議事録等の記録が示された。引継ぎ資料やマニュアルを整え、データ管理・更新と人材育成を制度化することで、人が交代しても森林管理を続ける。現場作業者も施業目的や森林の成長を理解し、専門家と対話できることが重要**である。

（４）量から質 集中から分散 所有から利用への転換

講演では、**「量から質」は、伐採量だけでなく、森林の状態や立地に応じた管理と多面的機能を重視すること。「集中から分散」は、全国一律の制度を地域の自然・社会・経済条件に応じた判断につなぐこと。「所有から利用」は、所有・管理・利用の役割を分け、多様な主体が関わることで放置を防ぐこと**と整理できる。

講演では漆の利用等も例示されたが、価格や育成期間だけでスギとの収益性を断定せず、適地、需要、技術、担い手、管理費を含めて評価する必要がある。また、講師からは、将来像の共有、優先する場所の選択、支える人の連携を、地域での次の一歩につなげるという提案である。

【第６章】主な質疑応答

（質問１）長期ビジョンは需要の変化に対応できるか。

質　問　：５０年・１００年後を考える際、木材の利用先やバイオマス施設の将来をどのように見込むのか。

回答要旨：遠い将来の具体的な姿を正確に決めることは難しい。長期の理念を示した上で、現在の施設の必要量、地域で供給できる量、継続に必要な条件を具体化する。将来像と現在の課題解決を結び付けることが重要である。

（質問２）木質バイオマスを安定供給するには何が必要か。

質　問　：地域の熱利用等に必要な木材を、長期的に確保するにはどうすればよいか。

回答要旨：資源があることと供給できることは異なる。製材等に向く材と燃料向け材の割合、搬出する人員、既存の供給契約、価格、運搬距離を考慮する。需要が増えても、直ちに伐採量や担い手が増えるわけではなく、行政も含む地域全体の調整が必要である。

整　理　：供給可能量を見極めて施設規模や契約条件を検討することが重要である。講演中の他地域の経営難に関する説明は、個別企業の経営評価として検証していないため、固有名詞を伴う断定は採用していない。

（質問３）奈良県のフォレスター育成制度をどう評価するか。

質　問　：県が専門人材を育成・採用し、市町村を支援する奈良県の仕組みはどうか。

回答要旨：講師は専門教育と公的な雇用・配置を組み合わせる点を評価した。さらに、地域を越えた研修や育成への協力を期待し、全国的な専門人材の育成体制につなげたいと述べた。

（質問４）平川市の国有林や財産区有林はどう扱うか。

質　問　：平川市では森林に占める国有林の比重が大きく、民有林には財産区等の森林もある。フォレスターが一体的に支援できるか。

回答要旨：講師が扱う市町村のビジョン・管理支援では民有林を主な対象とし、国有林の直接の経営管理とは区別する。ただし、路網や木材供給等の課題について国有林との連携を位置付けることはできる。共有等の森林は権利関係と課題を把握し、優先順位を定めて対応を検討する。

整　理　：**国有林を地域の将来像から一律に除外すべきという意味ではない。国の管理権限を前提として協議・連携を図る。**財産区、共有名義、所有者不明は手続が異なるため、講演で名称が判別できなかった特例をそのまま適用可能と判断しない。

（質問５）林務担当者や現場人材の学びをどう支えるか。

回答要旨：制度の目的と全体像を年度初めに学ぶこと、現場作業者も施業の理論を理解することが重要である。研修を受けること自体を目的にせず、実務で説明・判断できる力につなげる必要があるとされた。

【第７章】平川市への示唆と具体的な取組案

本章は、講演と質疑を踏まえた報告書としての提案であり、市が決定した施策ではない。質疑で述べられた



平川市議会議員 葛西はやと

みんなが笑って暮らせる社会にしたい！

市政報告はこちらをご参照下さい ▶

■ Report（地域の森の未来を、ともに考える。）

森林面積割合や譲与税の積立状況等は、最新の公表資料での確認を前提とする。

（１）まず整備すべき基礎情報

森林を国有林、民有林、市有林、財産区有林等に整理し、人工林・天然林、林齢、蓄積、路網、災害リスク、所有者・境界の把握状況を確認する。併せて、意向調査の実施区域、回答後の対応、経営管理権の設定、整備実績を一覧化し、調査が具体的な管理に結び付いているかを点検する。

（２）専門家への委託を具体的な業務として設計する

地域林政アドバイザー等の活用を検討する際は、単なる事務補助にとどめず、現状分析、ビジョンづくり、モデル地区の選定、関係者調整、伐採・更新確認の運用支援を業務として明確にする。
行政の決定責任と専門家の助言範囲を整理し、年度ごとの契約でも資料・判断記録が確実に引き継がれる設計とする。
また、委託先が施業の受注にも関わる場合は、判断の公平性、利益相反、所有者情報の管理をあらかじめ整理する。広域で専門家を共同活用する方法も検討に値する。

（３）段階的な進め方の例

段　階	主な取組	確認する成果
着手から半年程度	既存計画・税の使途・意向調査・担い手・需要を点検し、県や国有林の担当機関と協議する。	現況と未解決課題、専門支援が必要な業務の一覧
初年度	専門支援の導入、住民・所有者・事業体との対話、優先地区での現地検討を行う。	将来像の論点、モデル地区と実施方針
次年度以降	ビジョンと区域別方針を整え、所有者調整、森林整備、更新確認を順次実行する。	年度事業と予算、整備・確認実績、見直し記録

（４）議会で確認する具体的な論点

① 森林環境譲与税の受入額・活用額・基金残高と、今後の事業計画はどうなっているか。
② 意向調査で市への委託希望があった森林のうち、実際に管理へ進んだ面積はどれほどか。
③ 担当職員を技術的に支える体制と、異動後の引継ぎ方法はあるか。
④ 伐採後の造林・天然更新の確認対象と実施状況を把握しているか。
⑤ 木質熱利用への供給量を、既存需要や担い手を含めて評価しているか。

４　所　感

今回の勉強会は、森林環境譲与税の使途を個別に考えていた視点から、制度の目的、森林管理の仕組み、それを担う人材を一体として捉える視点へと理解を深める機会となった。森林経営管理制度、森林環境譲与税、地域林政アドバイザー制度を関連付けた説明により、管理が行き届かない森林に市町村が関わるためには、財源とともに専門的な判断や所有者との調整を支える体制が必要であることを学んだ。
これまで感じていた「なぜ財源があるのに具体的な施策へ進まないのか」という疑問についても、市の実態を確かめるべき論点が明確になった。積立てが続く背景には、対象森林や優先順位の整理、所有者・境界の確認、担い手の確保など、事業化に至るまでの課題があるのではないか。担当職員の努力だけに解決を委ねず、どの段階で進みにくくなっているのかを把握し、必要な支援を整えることが重要だと感じた。
特に参考となったのは、５０年・１００年先の望ましい森林の姿から逆算して施策を考えるという提案である。平川市として、木材生産、防災、水源涵養、生物多様性等のどの機能を、どの区域で重視するのかを共有し、森林ビジョンとゾーニングを年度ごとの事業や予算につなげる必要がある。国有林との連携や、市有林・財産区有林・私有林それぞれの管理の実情も踏まえ、取り組む順序を明らかにすることが求められる。
森林環境譲与税の活用では、基金を取り崩すこと自体を目標にせず、必要な整備と管理を継続できる状態にすることが大切である。そのためには、専門人材の活用、基礎情報の整理、所有者との合意形成等を具体的な



平川市議会議員 葛西はやと

みんなが笑って暮らせる社会にしたい！

■ Report（地域の森の未来を、ともに考える。）

市政報告はこちらをご参照下さい ▶

事業につなげ、伐採後の更新確認まで見通す必要がある。木質熱利用についても、森林資源の量だけでなく、搬出費用や担い手、既存需要を含めた供給力の確認が欠かせないと感じた。
今後は市議会議員として、譲与税の活用実績と基金の運用方針、意向調査後の進捗、専門人材による支援体制を確認し、事業化を妨げている課題を具体的に整理していきたい。その上で、県や専門家、森林所有者、林業経営体との連携を促し、必要な財源が必要な取組に結び付くよう、根拠を持った政策提案につなげたい。
今回得た学びを、森林を次の世代へ引き継ぎ、市民の安全と暮らしを支えるための議論に生かしていきたい。

【参考資料と内容の確認について】

（１）報告書の根拠と範囲

主資料は、小森胤樹氏「地域の森の未来を共に考える 森林・林業勉強会 市町村林務行政支援におけるフォレスターの必要性」の講演資料である。

（２）公的な制度資料

[1] 林野庁　森林経営管理制度について

制度の目的、市町村による管理、関係する手引等を確認するための資料。具体的な権利設定や所有者不明等の手続は、現行の手引と対象森林の状況を照合する。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanriseido.html

[2] 林野庁　森林環境税及び森林環境譲与税

森林環境税と森林環境譲与税の区別、譲与開始時期、法律上の使途、公表等を確認するための資料。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyouzei/kankyouzei_jouyozei.html

[3] 林野庁　地域林政アドバイザー制度

雇用・法人等への委託による支援の仕組みと、財政措置の確認先。講演の措置率をそのまま採用せず、活用年度の要綱等で確認する。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tiikirinnseiadobaiza.html

[4] 林野庁　伐採および伐採後の造林の届出等の制度

届出・事後報告、市町村の対応等を確認するための資料。対象・例外・手続は森林の区分等により異なる。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html

[5] 林野庁　森林総合監理士 フォレスター

林業普及指導員資格試験の地域総合監理区分と、森林総合監理士の登録・公開の仕組みを確認するための資料。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/ken_sidou/forester/

※制度資料の再確認日　2026年11月4日

（３）実施前に追加で確認する事項

青森県の天然更新基準、平川市の市町村森林整備計画と森林関係の最新統計、譲与税の活用実績・基金残高、意向調査後の進捗、財産区等の権利関係は、具体的な政策検討時に確認する。
漆の収益性、鳥獣被害、斜面災害の危険性等も、講演中の例示だけで判断せず、地域の資料と現地の専門的な評価に基づいて検討する。

以　上